

基業一第22-485号  
平成22年12月20日

各 位

財団法人建設業振興基金



地域建設業経営強化融資制度の拡充に伴う財団法人建設業振興基金が認める「社会全体の効用を高める施設の民間工事」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の業務につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年12月14日付け国土交通省通達（国総建第214号、国総建整第209号）において「地域建設業経営強化融資制度」における当基金の債務保証対象工事の拡充措置を講じられたことは既にご連絡のとおりでございますが、このたび建設業振興基金が認める「社会全体の効用を高める民間工事」については、別添のとおりいたしますのでご連絡申し上げます。

今後とも、地域建設業経営強化融資制度にますますのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の送付資料は下記のとおりでございます。

敬具

記

1. 財団法人建設業振興基金が認める「社会全体の効用を高める民間工事」一覧表
2. 地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について（国総建第214号、国総建整第209号）
3. 民間工事債務保証枠について

公共工事保証枠では使用することができませんので、民間工事債務保証枠を設定されていない団体におかれましては、別途設定していただくことになります。

このたび、新たに民間工事の取扱いをご希望の際は、下記担当までお問い合わせください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

財団法人建設業振興基金 業務第一部 担当：荒井、高橋

TEL 03-5473-4575

FAX 03-5473-1593

**財団法人建設業振興基金が認める  
「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」一覧表**

I 以下の事業の用に供する施設の工事	
1	電気事業
2	ガス事業
3	鉄道事業(注)
4	電気通信事業
5	社会福祉事業
6	教育事業
7	医療事業
8	放送事業
9	墓地、納骨堂又は火葬場施設に関する事業
10	一般、産業、その他の廃棄物施設に関する事業
11	土地改良事業に係る工事
12	土地区画整理事業に係る工事
13	市街地再開発事業に係る工事
II 以下の法人等が発注者となる工事	
1	上記 I の1~13の事業の用に供する施設を発注する民間発注者
2	国又は地方公共団体から補助金又はこれに類するものの交付を受けている法人
3	森林組合、農業協同組合及び漁業協同組合並びにこれらの連合会
4	財団法人郵政福祉、財団法人電気通信共済会
III その他については、財団法人建設業振興基金が個別に検討	

(注)鉄道事業には、軌道等を含む

(参考)

国総建第214号  
国総建整第209号  
平成22年12月14日

財団法人建設業振興基金理事長殿

国土交通省建設流通政策審議官



### 地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について

従来、貴基金におかれでは、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）の適正な運用に努めていただいているところである。

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとされたところである。

これを受け、本制度の対象工事について、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を追加する措置を講じるとともに、事業期間を1年間延長することとした。

については、新たな措置に係る事業（以下「新事業」という。）について、下記に定めるところにより、その適正な実施に遺漏なきを期するとともに、債権譲渡先及び対象工事を発注する民間事業者に対し、新事業を含めた本制度の活用のため周知徹底を図られたい。

なお、本制度の延長については、別添のとおり、関係者あてに通知したところであるので、念のため申し添える。

### 記

#### 1. 新事業の概要

新事業は、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から記2(5)に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融

資と併せて金融機関が中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が同法第 19 条第 1 号に基づき、記 3 に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。

## 2. 債権譲渡関係

### (1) 債権譲渡の対象債権

社会全体の効用を高める施設に関する民間工事に係る工事請負代金債権を対象とする。

社会全体の効用を高める施設に関する民間工事とは、電気事業、ガス事業、鉄道事業、電気通信事業、社会福祉事業、教育事業及び医療事業の用に供する施設その他の財團法人建設業振興基金が認めた施設に関する工事とする。

ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事に係る工事請負代金債権は対象外とする。

### (2) 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書（公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）に従い作成された契約書である場合を想定する。以下同じ。）第 31 条第 2 項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第 50 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

また、中小・中堅元請建設業者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には中小・中堅元請建設業者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

### (3) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。ただし、前払がなされない工事にあっては、この限りでない。

### (4) 承諾権限

中小・中堅元請建設業者が債権譲渡を行うに当たっては、発注者の承諾を得るものとする。

## (5) 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財團法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

## (6) 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が中小・中堅元請建設業者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考）○民法施行法（明治31年法律第11号）（抄）

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 （略）

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ  
其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三～六 （略）

②・③ （略）

## (7) 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とするものについては新事業の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、中小・中堅元請建設業者はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとする。

## (8) 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととする。ただし、実情に応じて発注者が行うことも差し支えない。

## (9) 譲渡債権が担保する範囲

新事業に係る譲渡債権は、債権譲渡先の中小・中堅元請建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該中小・中堅元請建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が中小・中堅元請建設業者に対して有するその他の債権を担保するも

のではない。

(10) 債権譲渡の通知

中小・中堅元請建設業者及び債権譲渡先は発注者による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出することとする。

(11) 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は債権譲渡通知書を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更することとする。

(12) 支払計画等の提出

中小・中堅元請建設業者は債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとしている。

### 3. 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、保証事業会社の保証を受けて前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先からの中小・中堅元請建設業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

### 4. その他

本通達に定めのない事項の取扱いについては、「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号)等に準じて、適切に対処されたい。

### 附 則

この通達は、平成年22年12月22日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。